

令和6年2月28日招集

第9回

定例総会議事録

加茂市農業委員会

第 9 回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和6年2月28日午前9時30分から下記議案審議のため第9回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 第 20 号議案 令和 6 年度農作業等の協定料金の可否決定について
- 第 21 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 22 号議案 農地利用集積計画に対する可否決定について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 長谷川正典 君	2番 木村雅一 君	3番 小池俊木 君
4番 西村修市 君	5番 今井和幸 君	6番 梅田守康 君
7番 坂内長市 君	8番 坂上辰彦 君	9番 小林裕一 君
10番 近藤サチ子 君	11番 浅川和夫 君	12番 中野良一 君
13番 諸橋利彦 君	14番 飯岡佐治雄 君	15番 佐藤愛子 君
16番 山田喜良 君	17番 吉村陽介 君	18番 田澤淑子 君
19番 加茂重夫 君		

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君		下条1番 井上長治 君
下条2番 坂上嘉一郎 君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久 君
須田1番 小林 健 君	須田2番 高橋正明 君	

○ 本日の会議に欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂2番 飯岡大介 君

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 太田 憲之 君 次長 大竹 久範 君

議長(加茂重夫君)

今日は、ご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

来月から農家にとりましては、大変忙しくなるわけですが、皆さん健康に留意されまして、一生懸命頑張ってくださいと思っています。

それでは、議事に入ります。

報告いたします。

ただ今の出席農業委員数は、19名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第9回定例総会を開会いたします。

なお、本日欠席の通告がありました推進委員は、加茂2番飯岡大介君であります。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、

15番 佐藤愛子君、16番 山田喜良君を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員でおこないますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第20号議案

「令和6年度農作業等の協定料金の可否決定について」を上程いたします。

農政部会長から原案作成の経過及び結果について、報告をお願いいたします。

1番長谷川農政部会長。

1番(長谷川正典君)

1番長谷川です。

2月16日に部会を開催し、部会員による審議を慎重に行いました。

それでは、農政部会の審議によりまとめた原案の内容を報告いたします。

配布されている第20号議案「令和6年度農作業等料金について」をご覧ください。

これが審議の結果、決定した原案です。

改訂前の価格との比較した資料が事務局から配布されておりますので、あわせてご覧ください。

令和5年度と比べると据え置き料金もございますが、全体的に5%程度値上げさせていただきました。農機具の価格が令和4年度、5年度いずれも5%ほど値上げされているのを踏まえ、その上昇率に見合う分値上げしたものです。

また、日当については、現行額が改定後の最低賃金を上回る額となっており、近隣市町と比較しても遜色ない額となっていることから、改定は行わず前年同額に据置くことを決しました。以上が農政部会で決定した協定料金の原案でございます。

なお、協定料金は契約金額を拘束するものではなく目安となる額を示しているものであり、受委託者双方の裁量によって決定することが望ましいという観点から実際の受委託契約では、この料金表の額を参考に受委託者双方がよく相談し、納得いく額で契約を締結していただくことが重要であると考えます。また、料金表にない作業についても同様に料金表の額を参酌し、受委託者双方で納得したうえで契約いただくことになると考えます。

原案の内容については以上です。

議長(加茂重夫君)

農政部会長の報告が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、農政部会が作成した原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は農政部会が作成した原案のとおり決定いたしました。

次に、第21号議案

「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。

それでは、議案書の2ページをお開きください。

【議案21号朗読後説明】

当該農地につきましては、所有者が高齢により管理に不安を覚え、売却を希望しており協議が整ったため申請に至ったものです。

申請地の大字加茂字堀間■■■■の田につきましては、加茂市浄化センターから東に■■■■メートル行った辺りで、大字加茂新田字大沼■■■■の田につきましては、加茂市浄化センター北東に■■■■行った辺りの水田地帯に所在しており、水稻が作付けされた痕跡がありました。

譲受人が許可要件を満たしているか経営状況を確認いたしますと、農業経営では、譲受人又は世帯員に年間150日以上農業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。以上によりまして農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断されます。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

議長(加茂重夫君)

説明は以上でございます。

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

10番(近藤サチ子君)

10番 近藤サチ子委員。

10番近藤です。

2月20日に浅川委員と、番号1の申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、確認してきましたので報告いたします。

申請地については、田で水稻を作付けした痕跡がありました。権利移転後も、譲受人が引き続き水稻栽培する予定となっています。

現状で周辺の耕作に支障を生じている様子は無く、権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

報告は以上です。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第22号議案

「農地利用集積計画に対する可否決定について」を上程いたします。

なお、

は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。

それでは、議案書の3ページをお開きください。

【議案22号朗読後説明】

別冊の「農用地利用集積計画令和6年3月11日公告」の内容につきましては、次のページから各筆明細のとおりです。

内容については、配付資料の第22号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料1、2による説明)

なお、この利用集積計画に定めた契約内容は、すべて農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項各号に掲げられた計画が備える要件を満たしていると考えます。

また、参考資料 2 の 10 ページの (2) 所有権移転関係は農地移動適正化あっせん事業によってあっせん委員から結び付けていただき成立した売買及び交換となります。

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

16 番(山田喜良君)

はい。

議長(加茂重夫君)

山田委員。

16 番(山田喜良君)

16 番山田です。

3ページの[]のところで、賃借料 5,500 円とのことですが、どうして 5,500 円なのか内容の説明をいただきたいのですが。

事務局(大竹久範君)

土地改良費を[]の方で持つそうなので、そうすると 2 万円くらいになるということです。

議長(加茂重夫君)

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案については、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いします。

(※[]

[]着席)

退席委員に報告します。本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

ありがとうございました。

以上で本日の議案は全部終了いたしました。

(議案審議終了 午前9時 53 分)

これより、「報告案件」をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい。事務局長太田です。議案書の4ページお願いします。

【報告第 1 号朗読】

【報告第 2 号朗読】

議長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。

次に、「事務報告」をお願いいたします。

令和6年1月 30 日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。

【議案 13 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】

以上で事務報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第9回定例総会を終了いたします。

(閉会時刻 午前 10 時3分)

令和 年 月 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

15 番 委 員

.....

16 番 委 員

.....